

令和元年 10 月に発生したトラブル事象について (1 / 1)

(前報からの変更箇所を赤字で記載)

区分Ⅲ

件名	ドラム缶のレバーバンド間に左手小指を挟み開放骨折・挫傷【第2報】
発生日時	令和元年 10 月 18 日(金) 14 時 50 分頃
発生場所	当初施設 4階 2次廃棄物保管倉庫(一般 PCB 廃棄物取扱区域)
環境への影響	なし
PCB 汚染の可能性	なし
概要(時刻は頃) (応急措置等)	<p>【概要】</p> <p>当初施設4階の2次廃棄物保管倉庫は、事業所内で発生した使用済み化学防護服、手袋等の保護具などの廃棄物を2次廃棄物としてドラム缶・ペール缶に詰めて保管している倉庫である。</p> <p>今回の事象は、運転会社である室蘭環境プラントサービス(株)(略称「MEPS」)が実施する2次廃棄物を収納したドラム缶を樹脂製パレット(1200×1200×150mm)に積載する作業に従事していた4名の男性作業員のうち1名(42歳。当初施設運転部トランス解体グループの作業員で、MEPS 入社後の年数は5年7か月、当該作業の経験年数は半年)が可燃性の2次廃棄物を収納した黄色の200Lオープンドラム缶(総重量約50kg、うちドラム缶重量約20kg)を床面から樹脂製パレット上に積載した際、手を掛けていたレバーバンドと隣り合わせのドラム缶のレバーバンドとの間に左手の小指を挟み、小指先端部を開放骨折・挫傷したものの、当該作業員へのPCB等の接触はなく、また操業への影響もなかった。</p> <p>【時系列】(時刻は頃)</p> <p>10/18</p> <p>13:30 2次廃棄物保管倉庫に4名の作業員が集合し、作業説明・役割分担後に作業を開始した。</p> <p>14:00 活性炭吸着塔室にて、作業で使用する空ドラム缶の準備作業を行った。</p> <p>14:30 準備した空ドラム缶を2次廃棄物保管倉庫へ移動。可燃性2次廃棄物をドラム缶に詰める作業と詰め終えたドラム缶をパレットに積載する作業を開始した。</p> <p>14:50 床面からパレットにドラム缶を載せた際、ドラム缶同士のレバーバンド間に左手の小指先端部を挟み被災した。装備は下履き手袋、ラテックス手袋、皮手袋で、全ての手袋に損傷はなかった。</p> <p>この時、他の3名の作業員は同倉庫の別場所で作業をしていた。</p> <p>痛みを感じた作業員は、当該部位を確認したところ僅かに出血していたため、トランス解体班班長に連絡。その後トランス解体班作業長、運転部副部長、統括運転部長にほぼ同時刻に連絡。その後アルコールティッシュで傷口を押さえながら救護室に移動。当日は同作業を中止した。</p> <p>15:00 救護室にて MEPS が被災者の状況を確認。</p> <p>15:05 JESCO 運転管理課課長代理に連絡。事業所長に報告後、JESCO 安全対策課課長代理に連絡。</p> <p>15:07 救護室にて JESCO が被災者の状況を確認。</p> <p>15:22 MEPS 職員 1 名が付き添い、社有車で医療機関に向かう。</p> <p>16:10 JESCO が4階2次廃棄物保管倉庫の現場を確認。</p> <p>16:20 神島整形外科医院にて処置(縫合と固定)開始。</p> <p>17:30 処置終了。診断は左小指開放骨折、左小指挫傷で2週間の加療。</p> <p>17:55 作業員の帰社後、本人及び運転会社より経緯の説明を受ける。</p> <p>18:30 作業員帰宅(10/19、20 指定休のため次回出社は 10/21 の予定)</p> <p>10/19 神島整形外科医院より診断書の提出を受ける。</p> <p>10/21 7:00 作業員出社。</p> <p>10/25 14:00 ドラム缶を手作業では移動しないこととし、同作業を再開した。</p> <p>10/28 同医院にて抜糸及び消毒をした。</p>
事象による影響 (安全への配慮)	当該作業員へのPCB等の接触はなく、操業への影響もなかった。
発生原因	<ul style="list-style-type: none"> ドラム缶をパレットに載せる際、手を挟むと思わなかったため、注意が不足していた。 ドラム缶を手で持ち上げてパレットに載せた。

再発防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 日々発生する2次廃棄物は、空ドラム缶(ドラム10缶)を置く場所を決めてその場で詰替え作業を行うこととし、2次廃棄物を詰めたドラム缶をパレット上に移動させないこととした。ドラム缶10缶が満杯になったら、その場で27L ペール缶(缶重量約10kg)に詰替え、手作業にてパレットに積載する。 既に保管中の2次廃棄物を詰替える場合はドラム缶をパレットからおろさずに、パレットに積載したまま蓋を開放して2次廃棄物を取り出し、空になったドラム(缶重量約20kg)を手作業でパレットからおろすこととした。おろしたドラム缶はドラムポーターを使用して仮置き場まで移動する。(現在のドラムポーターでは左右の車輪の間隔が狭いため、ドラム缶をパレット上に載せる及びパレット上からおろす作業は不可能。) 作業要領書を改訂し、教育を実施する。 <p>10/25 立案した再発防止対策の確認ため、関係者が2次廃棄物保管倉庫に集合し、実際に作業して確認した。</p>
水平展開	<ul style="list-style-type: none"> 増設施設では、2次廃棄物を詰めたドラム缶を手作業では移動しないことを確認した。 当初及び増設施設にて、当該作業以外のパレット上でのドラム缶移動作業については対応を検討する。
連絡・公表の状況	<p>【事象区分の判断】 通達連絡・公表基準に基づく、区分Ⅲ(不労災害:休業を要しないが、通院加療が必要な労働災害)に該当。</p> <p>【対外対応】 10/18 15:26 JESCO本社、15:28 道庁・循環型社会推進課、15:31 胆振総合振興局・環境生活課、15:34 室蘭市・環境課、15:39 室蘭労働基準監督署に電話第一報連絡。 10/24 13:30~15:00胆振総合振興局・環境生活課1名と室蘭市・環境課2名による環境保全協定に基づく立入検査を受検。</p> <p>【報告・公表】「通報連絡・公表の取扱い」に基づく報告として、11/11 及び 12/10 に報告書(第1~2報)を北海道及び室蘭市に提出し、PCB処理情報センターに配備した。</p>

件名 | ドラム缶のレバーバンド間に左手小指を挟み開放骨折・挫傷

図・写真

<p style="text-align: center;">当初処理施設 4F 管理区域図</p>	<p style="text-align: center;">現場及び作業状況の写真</p>
--	--